

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
金融円滑化編チェックリスト	金融円滑化編チェックリスト
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">I. 経営陣による態勢の整備・確立状況</div> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。 ・ また、金融機関においては、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。）や貸付条件の変更等¹に努めることが求められる。 ・ 特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定²の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。 ・ このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。 <p><u>（新設）</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">I. 経営陣による態勢の整備・確立状況</div> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。 ・ また、金融機関においては、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。）や貸付条件の変更等¹に努めることが求められる。 ・ 特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 64 条の規定²の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。 ・ このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。 ・ さらに、「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」（平成 25 年 12 月 5 日経営者保証に関するガイドライン研究会）（以下「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」という。）の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」で示された合理性が認められる保証契約の在り

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>脚注1 (略)</p> <p>脚注2 (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【金融円滑化管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、金融円滑化管理に関する方針（以下「金融円滑化管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。特に、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。³また、取締役会は、信用リスク管理方針や顧客保護等管理方針等が金融円滑化管理方針と整合性を確保するよう配慮しているか。</p> <p>イ. ～へ. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ト. (略)</p> <p>チ. (略)</p> <p>リ. (略)</p> <p>ヌ. (略)</p> <p>ル. (略)</p> <p>ヲ. (略)</p> <p>脚注3 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な金融円滑化管理方針を策定する必要はなく、金融円滑化管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針等において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていれ</p>	<p><u>方に基づく対応を行っていくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>脚注1 (略)</p> <p>脚注2 (略)</p> <p>1. 方針の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【金融円滑化管理方針の整備・周知】</p> <p>取締役会は、金融円滑化管理に関する方針（以下「金融円滑化管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。特に、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。³また、取締役会は、信用リスク管理方針や顧客保護等管理方針等が金融円滑化管理方針と整合性を確保するよう配慮しているか。</p> <p>イ. ～へ. (略)</p> <p>ト. <u>「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応することの確保</u></p> <p>チ. (略)</p> <p>リ. (略)</p> <p>ヌ. (略)</p> <p>ル. (略)</p> <p>ヲ. (略)</p> <p>ヅ. (略)</p> <p>脚注3 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な金融円滑化管理方針を策定する必要はなく、金融円滑化管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針等において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていれ</p>

改定前	改定後
<p>ばよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>II. 管理責任者による態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 管理責任者の役割・責任</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【金融円滑化管理規程の内容】</p> <p>金融円滑化管理規程の内容は、業務の特性に応じ、金融円滑化の適切性の確保の必要性のある業務についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。</p> <p>イ. ～ヌ. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ル. (略)</p> <p>ヲ. (略)</p> <p>ワ. (略)</p> <p>カ. (略)</p> <p>ク. (略)</p>	<p>ばよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>II. 管理責任者による態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 管理責任者の役割・責任</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【金融円滑化管理規程の内容】</p> <p>金融円滑化管理規程の内容は、業務の特性に応じ、金融円滑化の適切性の確保の必要性のある業務についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。</p> <p>イ. ～ヌ. (略)</p> <p>ル. <u>「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に行うための取決め</u></p> <p>ヲ. (略)</p> <p>ワ. (略)</p> <p>カ. (略)</p> <p>ク. (略)</p> <p>タ. (略)</p>

改定前	改定後
<p>③【金融円滑化マニュアルの内容】 金融円滑化マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、金融円滑化に関する融資審査、顧客説明等に関する具体的な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。 イ. ～へ. (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>ト.</u> (略) <u>チ.</u> (略) <u>リ.</u> (略) <u>ヌ.</u> (略) <u>ル.</u> (略)</p> <p>(2) 金融円滑化に係る管理の実施 ①【金融円滑化に係る管理態勢の整備】 (i) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル及びその他金融円滑化に関する取決めを信用リスク管理部門や営業推進部門等金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させ、適切な金融円滑化を図るための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。特に以下の項目を適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）が行われるための態勢の整備 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みに関する支援の適切性を確保するための態勢の整備 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上を図るための態勢の 	<p>③【金融円滑化マニュアルの内容】 金融円滑化マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、金融円滑化に関する融資審査、顧客説明等に関する具体的な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。 イ. ～へ. (略) ト. 「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」に基づく対応を適切に行うための手続</p> <p><u>チ.</u> (略) <u>リ.</u> (略) <u>ヌ.</u> (略) <u>ル.</u> (略) <u>ヲ.</u> (略)</p> <p>(2) 金融円滑化に係る管理の実施 ①【金融円滑化に係る管理態勢の整備】 (i) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル及びその他金融円滑化に関する取決めを信用リスク管理部門や営業推進部門等金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させ、適切な金融円滑化を図るための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。特に以下の項目を適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）が行われるための態勢の整備 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みに関する支援の適切性を確保するための態勢の整備 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上を図るための態勢の

改定前	改定後
<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明の適切性・十分性を確保（融資謝絶時の対応の適切性・十分性の確保を含む。）するための態勢の整備 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応の適切性・十分性を確保するための態勢の整備 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図るための態勢の整備 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための態勢の整備 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応するための態勢の整備 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応するための態勢の整備 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するた 	<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明の適切性・十分性を確保（融資謝絶時の対応の適切性・十分性の確保を含む。）するための態勢の整備 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応の適切性・十分性を確保するための態勢の整備 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図るための態勢の整備 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための態勢の整備 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応するための態勢の整備 <p><u>・ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に行うための態勢の整備</u></p> <p><u>・ 主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して適切に対応できる態勢の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応するための態勢の整備 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するた

改定前	改定後
<p>めの態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業店の業績評価基準と金融円滑化管理方針との整合性の確保 <p>(ii) (略)</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 共通</p> <p>① 【与信審査・与信管理】</p> <p>(i) ～ (x) (略)</p> <p>(xi) 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢を整備しているか。</p> <p>(xii) ～ (x viii) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>めの態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業店の業績評価基準と金融円滑化管理方針との整合性の確保 <p>(ii) (略)</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 共通</p> <p>① 【与信審査・与信管理】</p> <p>(i) ～ (x) (略)</p> <p>(xi) 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢を整備しているか。<u>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢を整備しているか。</u></p> <p>(xii) ～ (x viii) (略)</p> <p>(x ix) 停止条件又は解除条件付保証契約、A B L (Asset Based Lending) 等の</p>

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(x ix) (略)</p> <p>(x x) (略)</p> <p>②【顧客説明等】</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(iii) 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、当該金融機関から新たな担保・保証の要求や貸付条件の提示（金利の引上げ等を含む。）を行うに当たっては、その内容を速やかに提示しているか。また、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行っているか。</p>	<p><u>経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実及び顧客への周知に努めているか。</u></p> <p>(x x) <u>主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢を整備しているか。</u></p> <p>(x x i) <u>保証債務の整理に当たっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（中小企業再生支援協議会等）と十分連携・協力するよう努めているか。</u></p> <p>(x x ii) (略)</p> <p>(x x iii) (略)</p> <p>②【顧客説明等】</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(iii) 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、当該金融機関から新たな担保・保証の要求や貸付条件の提示（金利の引上げ等を含む。）を行うに当たっては、その内容を速やかに提示しているか。また、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行っているか。<u>特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して十分な説明を行っているか。</u>さらに、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保</p>

改定前	改定後
<p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p>2. 中小・零細企業等向け融資</p> <p>①【金融円滑化への対応】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>②【取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】</p> <p>(i) 中小・零細企業等である債務者については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。 ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。¹³ ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。 ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。 ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。 	<p><u>全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行っているか。</u></p> <p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p>2. 中小・零細企業等向け融資</p> <p>①【金融円滑化への対応】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) <u>法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主債務者が資金調達を要請した場合において、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、主債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法（停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等）を活用する可能性について、検討するよう努めているか。</u></p> <p>②【取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】</p> <p>(i) 中小・零細企業等である債務者については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。 ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。¹³ ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。 ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。 ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。

改定前	改定後
<p>なお、ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援や、中小企業に適した資金供給手法の徹底の取組みの検証に当たっては、金融機関の規模や特性を踏まえつつ、以下の例示を参考として検証する。</p> <p>(参考1) ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援の具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生ADR解決事業者による裁判外紛争解決手続を活用した特定調停手続 ・ 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会の活用 ・ 整理回収機構の企業再生スキームの活用 ・ 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用 ・ DES、DDSの活用 ・ アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付DES等の活用 ・ 信用保証制度の適切な活用も踏まえたDIPファイナンスの活用 ・ 認定経営革新等支援機関との連携 ・ 商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携 ・ 金融機関間での団塊世代の退職者の活用 ・ 産学官の連携 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする信用保証制度の活用 <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等）を活用した支援 ・ 国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用 ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み 	<p>なお、ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援や、中小企業に適した資金供給手法の徹底の取組みの検証に当たっては、金融機関の規模や特性を踏まえつつ、以下の例示を参考として検証する。</p> <p>(参考1) ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援の具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再生ADR解決事業者による裁判外紛争解決手続を活用した特定調停手続 ・ 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会の活用 ・ 整理回収機構の企業再生スキームの活用 ・ 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用 ・ DES、DDSの活用 ・ アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付DES等の活用 ・ 信用保証制度の適切な活用も踏まえたDIPファイナンスの活用 ・ 認定経営革新等支援機関との連携 ・ 商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携 ・ 金融機関間での団塊世代の退職者の活用 ・ 産学官の連携 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする信用保証制度の活用 ・ <u>中小・零細企業等の実態に応じた保証契約の活用</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等）を活用した支援 ・ 国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用 ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援 <p>(参考2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用 ・ 会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 動産・売掛金担保融資（例：売掛債権、貿易債権を活用したもの）、<u>ABL</u>（Asset Based Lending）等の活用 ・ 様々なコバナンツの活用（債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課すもの、停止条件付き連帯保証（事業や経営状況の報告義務を課す等のコバナンツを付し、当該コバナンツ違反を停止条件として代表者に連帯保証を求めるもの）等） ・ 中小企業基盤整備機構のファンド等、公民の各種ファンドの活用・アップサイドの取れる投融資手法（メザニン投融資、新株予約権付融資等） ・ 地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信の活用 ・ CLOの活用 ・ シンジケートローンの活用 <p>脚注13 (略) (ii)～(vi) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援 <p>(参考2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用 ・ 会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 動産・売掛金担保融資（例：売掛債権、貿易債権を活用したもの）、<u>ABL</u>等の活用 ・ 様々なコバナンツの活用（債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課すもの、停止条件付き連帯保証（事業や経営状況の報告義務を課す等のコバナンツを付し、当該コバナンツ違反を停止条件として代表者に連帯保証を求めるもの）等） ・ 中小企業基盤整備機構のファンド等、公民の各種ファンドの活用・アップサイドの取れる投融資手法（メザニン投融資、新株予約権付融資等） ・ 地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信の活用 ・ CLOの活用 ・ シンジケートローンの活用 <p>脚注13 (略) (ii)～(vi) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3. (略)</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 【顧客説明マニュアルの内容】</p> <p>顧客説明マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明の具体的な手続を含む顧客説明の手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。例えば、顧客説明マニュアルにその取引・商品の内容に応じ以下の点を記載する等の方法により、顧客説明を行う者が適切かつ十分な顧客説明及び顧客への対応等を行うことができるものとなっているか。⁸</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 属性確認後契約締結までの手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客への勧誘に関する行為規範（例えば、優越的地位の濫用、誤認を生じさせる説明、拘束条件付取引等の防止に関する行為規範） ・ 顧客に対し説明し、理解を求めるべき重要な事項の内容（例えば、取 	<p style="text-align: center;">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. 顧客説明管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 【顧客説明マニュアルの内容】</p> <p>顧客説明マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明の具体的な手続を含む顧客説明の手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。例えば、顧客説明マニュアルにその取引・商品の内容に応じ以下の点を記載する等の方法により、顧客説明を行う者が適切かつ十分な顧客説明及び顧客への対応等を行うことができるものとなっているか。⁸</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 属性確認後契約締結までの手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客への勧誘に関する行為規範（例えば、優越的地位の濫用、誤認を生じさせる説明、拘束条件付取引等の防止に関する行為規範） ・ 顧客に対し説明し、理解を求めるべき重要な事項の内容（例えば、取

改定前	改定後
<p>引又は商品の内容、元本割れ等のリスクの説明、解約時の手続及び手数料、個人連帯保証契約の場合にあっては保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性¹⁰等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引に関する交渉経過等に関する記録の作成及び保存 顧客に対する書面交付が必要な場面及び交付の手続 顧客に対する交付書面の内容 顧客の理解の確認手続及び顧客から取得すべき確認書面の内容 顧客説明についての記録の提出先及び記録の内容のチェックに関する手続 顧客からの申込を拒絶する場合の手続 <p>(iv) (略)</p> <p>脚注 8 (略)</p> <p>脚注 10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 【広告等に関する管理】</p> <p>顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示(以下「広告等」という。)に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等に</p>	<p>引又は商品の内容、元本割れ等のリスクの説明、解約時の手続及び手数料、個人連帯保証契約の場合にあっては保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性¹⁰、<u>経営者保証の場合¹¹にあっては保証契約の必要性¹²等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 取引に関する交渉経過等に関する記録の作成及び保存 顧客に対する書面交付が必要な場面及び交付の手続 顧客に対する交付書面の内容 顧客の理解の確認手続及び顧客から取得すべき確認書面の内容 顧客説明についての記録の提出先及び記録の内容のチェックに関する手続 顧客からの申込を拒絶する場合の手続 <p>(iv) (略)</p> <p>脚注 8 (略)</p> <p>脚注 10 (略)</p> <p>脚注 11 <u>経営者保証の場合には、「経営者保証に関するガイドライン」における考え方に留意することとしているか検証する。</u></p> <p>脚注 12 <u>主債務者と保証人に対し、保証契約の必要性に加え、原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること、及び経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることについて説明する態勢となっているか検証する。</u></p> <p>(2) 顧客説明に係る管理の実施</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 【広告等に関する管理】</p> <p>顧客説明管理責任者は、広告及び勧誘に用いる資料等における表示(以下「広告等」という。)に関する内部規程等に従い、取引又は商品に関する広告等に</p>

改定前	改定後
<p>ついて事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法¹¹、金融商品取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規則等に反しないものとなっているか、また顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>脚注 <u>11</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 顧客サポート等管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>①【顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの整備・周知】¹²</p> <p>(i)～(v) (略)</p> <p>脚注 <u>12</u> (略)</p> <p>②【顧客サポート等管理規程の内容】</p> <p>顧客サポート等管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、顧客サポート等の適切性及び十分性の確保について必要な取決めに網羅し、管理を行うための組織体制、権限・役割等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の点について、明確に規定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 障がい者等¹³についても障がいのない者と同様のサービスを提供できるような配慮に関する取決め ・ (略) 	<p>ついて事前にリーガル・チェック等を受け、銀行法¹³、金融商品取引法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及びその告示、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令及び自主規制機関の規則等に反しないものとなっているか、また顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか確認し、又は広告審査担当者等に確認させる態勢を整備しているか。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>脚注 <u>13</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 顧客サポート等管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>①【顧客サポート等管理規程及び顧客サポート・マニュアルの整備・周知】¹⁴</p> <p>(i)～(v) (略)</p> <p>脚注 <u>14</u> (略)</p> <p>②【顧客サポート等管理規程の内容】</p> <p>顧客サポート等管理規程の内容は、業務の規模・特性に応じ、顧客サポート等の適切性及び十分性の確保について必要な取決めに網羅し、管理を行うための組織体制、権限・役割等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の点について、明確に規定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 障がい者等¹⁵についても障がいのない者と同様のサービスを提供できるような配慮に関する取決め ・ (略)

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>脚注 13 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 顧客サポート等の実施</p> <p>①【顧客サポート等に係る管理態勢の整備】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) 顧客サポート等管理責任者は、金融ADR制度への対応として、特に、以下の点について態勢を整備しているか。¹⁴</p> <p>イ. 指定紛争解決機関（以下「指定ADR機関」という。）が存在する場合</p> <p>(i) ~ (v) (略)</p> <p>(ハ) 金融商品取引業者、保険会社が組成した金融商品や保険商品を金融機関が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者、保険会社や、当該商品を販売した金融機関といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。¹⁵</p> <p>ロ. (略)</p> <p>脚注 14 (略)</p> <p>脚注 15 (略)</p> <p>②~⑨ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>脚注 15 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 顧客サポート等の実施</p> <p>①【顧客サポート等に係る管理態勢の整備】</p> <p>(i) ~ (iii) (略)</p> <p>(iv) 顧客サポート等管理責任者は、金融ADR制度への対応として、特に、以下の点について態勢を整備しているか。¹⁶</p> <p>イ. 指定紛争解決機関（以下「指定ADR機関」という。）が存在する場合</p> <p>(i) ~ (v) (略)</p> <p>(ハ) 金融商品取引業者、保険会社が組成した金融商品や保険商品を金融機関が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者、保険会社や、当該商品を販売した金融機関といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。¹⁷</p> <p>ロ. (略)</p> <p>脚注 16 (略)</p> <p>脚注 17 (略)</p> <p>②~⑨ (略)</p>

改定前	改定後
<p>(3) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>5. 利益相反管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【利益相反管理規程の内容】</p> <p>利益相反管理規程の内容は、当該金融機関又はグループ関連会社の業務の規模・特性に応じ、法令¹⁶に基づく利益相反管理の実施方針において定めるべき事項を含め、利益相反管理の適切性の確保についての必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の事項について定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>脚注¹⁶ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>5. 利益相反管理態勢</p> <p>(1) 内部規程等の策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 【利益相反管理規程の内容】</p> <p>利益相反管理規程の内容は、当該金融機関又はグループ関連会社の業務の規模・特性に応じ、法令¹⁸に基づく利益相反管理の実施方針において定めるべき事項を含め、利益相反管理の適切性の確保についての必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の事項について定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>脚注¹⁸ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p>

改定前	改定後
<p data-bbox="114 292 327 323">Ⅲ. 個別の問題点</p> <p data-bbox="114 392 315 459">【検証ポイント】 (略)</p> <p data-bbox="114 509 215 541">1. (略)</p> <p data-bbox="114 588 327 620">2. 顧客説明態勢</p> <p data-bbox="114 628 226 660">(1) (略)</p> <p data-bbox="114 668 591 700">(2) 個別の取引又は商品に関する着眼点</p> <p data-bbox="136 708 304 740">①～② (略)</p> <p data-bbox="136 748 517 780">③【与信取引に関する顧客説明】</p> <p data-bbox="152 788 412 820">(i)～(iii) (略)</p> <p data-bbox="152 828 1106 1011">(iv) 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、当該金融機関から新たな担保・保証の要求や貸付条件の提示(金利の引上げ等を含む。)を行うに当たっては、その内容を速やかに提示しているか。また、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行っているか。</p>	<p data-bbox="1133 292 1341 323">Ⅲ. 個別の問題点</p> <p data-bbox="1133 392 1330 459">【検証ポイント】 (略)</p> <p data-bbox="1133 509 1234 541">1. (略)</p> <p data-bbox="1133 588 1346 620">2. 顧客説明態勢</p> <p data-bbox="1133 628 1245 660">(1) (略)</p> <p data-bbox="1133 668 1610 700">(2) 個別の取引又は商品に関する着眼点</p> <p data-bbox="1155 708 1323 740">①～② (略)</p> <p data-bbox="1155 748 1536 780">③【与信取引に関する顧客説明】</p> <p data-bbox="1155 788 1415 820">(i)～(iii) (略)</p> <p data-bbox="1155 828 2130 1361">(iv) 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、当該金融機関から新たな担保・保証の要求や貸付条件の提示(金利の引上げ等を含む。)を行うに当たっては、その内容を速やかに提示しているか。また、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行っているか。<u>特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して十分な説明を行っているか。さらに、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行っているか。</u></p>

改定前	改定後
<p>④ (略)</p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト¹⁷の機会を提供することにより非公開情報の提供を行う場合や、内部管理等に関する業務を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p> <p>脚注 <u>17</u> (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 銀行代理業者への委託管理態勢 銀行代理業者への委託が行われているときは、上記Ⅱ. 4. (2)の外部委託に関する着眼点に加え、以下の事項について検証するものとする。</p> <p>①【銀行代理業者の監督のための態勢整備】 銀行代理業者の監督のための部署を設置し又は担当者を配置し¹⁸、銀行代理業者の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。</p> <p>脚注 <u>18</u> (略)</p>	<p>④ (略)</p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト¹⁹の機会を提供することにより非公開情報の提供を行う場合や、内部管理等に関する業務を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p> <p>脚注 <u>19</u> (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>6. 銀行代理業者への委託管理態勢 銀行代理業者への委託が行われているときは、上記Ⅱ. 4. (2)の外部委託に関する着眼点に加え、以下の事項について検証するものとする。</p> <p>①【銀行代理業者の監督のための態勢整備】 銀行代理業者の監督のための部署を設置し又は担当者を配置し²⁰、銀行代理業者の監督、業務監査、研修、モニタリングを実施するための態勢を整備しているか。</p> <p>脚注 <u>20</u> (略)</p>

改定前	改定後
<p>②～③ (略)</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p>①【銀行代理業者及び子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】 当該金融機関を所属銀行とする銀行代理業者又は当該金融機関の子金融機関等¹⁹の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>脚注¹⁹ (略)</p> <p>8. その他 金融機関が、業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務²⁰については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注²⁰ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>7. 利益相反管理態勢</p> <p>①【銀行代理業者及び子金融機関等の顧客の利益相反管理のための態勢整備】 当該金融機関を所属銀行とする銀行代理業者又は当該金融機関の子金融機関等²¹の顧客についても、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</p> <p>脚注²¹ (略)</p> <p>8. その他 金融機関が、業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると金融機関において判断した業務²²については、顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程等において自ら定めた水準に応じ、適切な管理態勢が整備されているか。</p> <p>脚注²² (略)</p>